

## 吉野川市広報誌「広報よしのがわ」有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野川市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、吉野川市が発行する広報誌「広報よしのがわ」（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1号広告 縦 50 mm × 横 82 mm
- (2) 2号広告 縦 50 mm × 横 167 mm
- (3) 3号広告 縦 101 mm × 横 82 mm
- (4) 4号広告 縦 101 mm × 横 167 mm

2 広告の掲載位置は原則として裏表紙下段とし、広告の配置位置は市において決定するものとする。

ただし、平成30年6月号以降における広告の掲載位置は、表紙及び裏表紙を除き、市が指定するページの下段に掲載するものとし、配置位置は市において決定する。

3 1回あたりの掲載枠数は、全体で1号広告を10枠分（2号広告は1号広告横2枠分、3号広告は1号広告縦2枠分、4号広告は1号広告4枠分として数える）とし、平成30年6月号以降は、全体で1号広告を20枠分（2号広告は1号広告横2枠分、3号広告は1号広告縦2枠分、4号広告は1号広告4枠分として数える）程度とする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 1万円
- (2) 2号広告 2万円
- (3) 3号広告 2万円
- (4) 4号広告 4万円

ただし、3か月以上継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、6か月以上継続して掲載する場合は20パーセント相当額を、それぞれの月額料金から割引くものとする。

(広告掲載の申し込み)

第4条 広告の申し込みは、吉野川市広報誌「広報よしのがわ」有料広告掲載申込書（様式第1号）によるものとする。

2 申し込みは、掲載を希望する広報発行日の2か月前の月の初日までとする。

3 同一の広告主が申し込むことができる広告は、第二条第一項に定める各号の中から、広報1号につき1件を限度とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間を1月単位とし、掲載申し込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(広告等の変更)

第6条 広告主は、1月を単位として、広告の内容等を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容等を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の初日までに市長に対し、吉野川市広報誌「広報よしのがわ」掲載広告等変更申込書(様式第2号)を提出し、承認を得るものとする。

(広告の版下原稿作成)

第7条 広告主は、広告掲載決定後、速やかに広告の版下原稿を提出しなければならない。

2 広告の版下原稿は、広告主により作成するものとし、広報発行日の1か月前の初日までに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。